

恵庭市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 9 月 1 1 日

恵庭市長 原 田



恵庭市条例第 2 5 号

恵庭市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例

恵庭市地域包括支援センターの事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成 2
6 年条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条 （略） （地域包括支援センターの職員等に係る基準） 第 2 条 法第 115 条の 46 第 5 項に規定する地 域包括支援センターの設置者が包括的支援 事業を実施するために必要な基準は、次のと おりとする。 （1）一の地域包括支援センターが担当する 区域における第 1 号被保険者(法第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者をいう。以 下同じ。)の数がおおむね 3,000 人以上	第 1 条 （略） （地域包括支援センターの職員等に係る基準） 第 2 条 法第 115 条の 46 第 5 項に規定する地 域包括支援センターの設置者が包括的支援 事業を実施するために必要な基準は、次のと おりとする。 （1）一の地域包括支援センターが担当する 区域における第 1 号被保険者(法第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者をいう。以 下同じ。)の数がおおむね 3,000 人以上

現行	改正案
6,000 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数_____	6,000 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数(地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 140 条の 66 第 1 号に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。))としての機能を有する恵庭市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会(以下単に「社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会」という。))が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。次号において同じ。))は、原則として次のとおりとする。
_____は、原則として次のとおりとする。	_____は、原則として次のとおりとする。
ア・イ (略)	ア・イ (略)
ウ 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 140 条の 66 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。))その他これに準ずる者 1 人	ウ 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則_____第 140 条の 66 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。))その他これに準ずる者 1 人
	(2) 前号の規定にかかわらず、社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会が、地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第 1 号被保険者の数について、おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに同号アからウまでに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ

現行	改正案
(2) 前号の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると<u>地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則第140条の66第1号に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)</u>としての機能を有する<u>恵庭市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会(以下単に「社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会」という。)</u>において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、別表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める人員配置基準によることができる。 (3) (略) (4) (略)	<u>同号の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同号アからウまでに掲げる者のうちから2人とする。</u> (3) 第1号の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると<u>社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門部会</u> _____ _____ _____ _____において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、別表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める人員配置基準によることができる。 (4) (略) (5) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。